

コロナ特例減免における国費 10 割負担の復活と市町村における国保税
(料) 負担の軽減のための支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税(料)(以下「国保税(料)という。」の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について(令和3年6月2日付事務連絡)」、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等に係る財政支援の拡充について(令和3年11月26日付事務連絡)」等に基づき、国による財政支援が行われているところです。

コロナ禍における生活困難は、個人の責任に帰するものではなく、まさに災害、事故に類するもので、その規模からいっても国による積極的な財政支援が求められるところです。昨年度は令和3年11月26日付事務連絡により国費10割の財政支援となり、市町村負担は緩和されました。

しかし、令和4年度の国保税(料)へのコロナ特例減免は、多くのところで市町村負担が発生することになります。今年度の10割国費支援の条件は「保険料(税)減免総額(令和4年度分の保険料(税))が、市町村調整対象需要額の3%以上」であり、3年連続して「前年比3割以上減収の方が対象」の制度では、3%を超えるのは極めて困難です。新型コロナウイルス感染症拡大の今後について、予断を許さない状況にあるからこそ、国の責任で生活支援について万全を期すべきであると考えます。

よって、名護市議会は下記事項について強く要請します。

記

- 1 今年度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税(料)の減免に当たって、令和2年度、令和3年度と同様、全額国費の財政支援を継続すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税(料)の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すこと。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月29日

沖縄県名護市議会

宛先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長